

鳥取市地域コミュニティ育成支援事業交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市地域コミュニティ育成支援事業交付金（以下「本交付金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本交付金は、住民の自主性及び主体性に基ついた、町内会等による地域活動及びそれを支える町内会設備の整備、まちづくり協議会を組織する団体の育成及び地域コミュニティ計画による地域の身近な課題解決に向けた取組を支援することにより、地域コミュニティの充実・強化を図り、住民と行政との協働のまちづくりの実現に資することを目的として交付する。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 町内会

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体で鳥取市自治連合会に加盟しているもの又は市長がこれに類すると認める団体をいう。

(2) まちづくり協議会

地区公民館の設置区域を単位とし、地域住民や各種団体等が地域の身近な課題解決に向けた取組を行うことを目的に組織される協議会をいう。

(3) 地域コミュニティ計画

地区公民館の設置区域を範囲とし、まちづくり協議会が地域のコミュニティ活動等の活性化を図るため策定する地域づくりの目標や課題解決に向けた取組等を盛り込んだ計画をいう。

(4) 協働による芝生化

まちづくり協議会が実施主体となり、市がそれを支援する低コストの芝生化をいう。

(補助対象事業等)

第4条 本交付金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助事業者及び補助対象経費は、それぞれ別表で定めるところによるものとする。ただし、国又は地方公共団体から別の補助金等を受けて実施する事業は除く。

(交付金の算定等)

第5条 本交付金の額は、別表で定めるところにより、補助対象事業に係る補助対象経費に補助率を乗じて得た額以内で算定し、限度額及び予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第6条 規則第4条の規定による本補助金の交付申請は、市長が別に定める日までに行うものとする。

2 規則第4条に規定する申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、別表に掲げる事業のうち、コミュニティ活動支援事業にあつては様式第1号、コミュニテ

ィ活動支援事業以外の事業にあつては様式第2号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本交付金の増額
- (2) 本交付金の2割を超える減額(コミュニティ活動支援事業を除く。)
- (3) 補助対象事業を2以上の町内会が合同で実施する場合におけるその構成町内会の変更

(着手届を要しない場合)

第8条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(概算払)

第9条 規則第11条ただし書の規定に基づき、本交付金は、概算払により交付できるものとする。ただし、別表に掲げる事業のうち、コミュニティ活動支援事業にあつては、交付決定額が30万円未満のものを除く。

(実績報告)

第10条 規則第12条に規定する実績報告は、補助対象事業の完了の日から起算して1か月を越えない日又は当該交付金の交付決定を受けた年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに行わなければならない。

- 2 規則第12条に規定する実績報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、別表に掲げる事業のうち、コミュニティ活動支援事業にあつては様式第3号、コミュニティ活動支援事業以外の事業にあつては様式第4号によるものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本交付金について必要な事項は、企画推進部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年2月2日から施行し、平成22年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度の補助事業から適用する。

様式第1号（第6条関係）

鳥取市地域コミュニティ育成支援事業 実施計画書
（コミュニティ活動支援事業）

1 町内会等

町内会等の 名 称		代表者 氏 名	
代表者住所 〒 鳥取市		電話番号	() -
		世帯数	(年 月 日現在) 世帯

2 事業計画

事業名		
実施場所		
事業内容	事業目的 及び効果	
	実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日
	具体的 な内容	
	その他 特筆 すべき 事項	

※ 事業概要がわかる資料があれば添付してください。

鳥取市地域コミュニティ育成支援事業 実施計画書
 （まちづくり協議会運営助成事業・地域コミュニティ計画作成支援事業
 協働のまちづくり助成事業・協働のまちづくり特別支援事業
 協働による芝生化推進事業）

1 団体名等

団体の名称		代表者 氏名	
代表者住所 〒 鳥取市		電話番号	() -
		地区 公民館名	地区公民館

2 事業計画

	事業名	
	実施場所	
事業内容	事業目的 及び効果	
	実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日
	具体的 な内容	
	その他 特筆 すべき 事項	

※ 事業概要がわかる資料があれば添付してください。

鳥取市地域コミュニティ育成支援事業 実施報告書
 （コミュニティ活動支援事業）

1 町内会等

町内会等の 名 称		代表者 氏 名	
代表者住所 〒 鳥取市		電話番号	() -
		世帯数	(年 月 日現在) 世帯

2 事業実績

事業名		
実施場所		
事業内容	事業目的 及び効果	
	実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日
	具体的 な内容	
	その他 特筆 すべき 事項	(参加者の反響など)

※ 事業概要がわかる資料があれば添付してください。

3 収支決算

①収入の部

費 目	金 額 (円)	内 訳
助成金		鳥取市地域コミュニティ育成支援事業交付金
自己資金		
その他 (参加費 等収入)		
合 計		

②支出の部

費 目	金 額 (円)	内 訳
合 計		

- ※ 事業が複数年にわたる場合でも、単年度毎の収支決算を記入してください。
- ※ 経費内訳のわかる領収書等（コピー可）を添付してください。
- ※ 事業実施工程・全体が把握できるように写真を複数枚添付してください。

鳥取市地域コミュニティ育成支援事業 実施報告書
 （まちづくり協議会運営助成事業・地域コミュニティ計画作成支援事業
 協働のまちづくり助成事業・協働のまちづくり特別支援事業
 協働による芝生化推進事業）

1 団体名等

団体の名称		代表者 氏 名	
代表者住所 〒 鳥取市		電話番号	() -
		地 区 公民館名	地区公民館

2 事業実績

	事業名	
	実施場所	
事業内容	事業目的 及び効果	
	実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日
	具体的 な内容	
	その他 特 筆 す べ ぎ 事 項	(参加者の反響など)

※ 事業概要がわかる資料があれば添付してください。

別表（第4条、第5条関係）

事業名	補助対象事業内容	補助事業者	補助対象経費	補助率	限度額	摘要
1 コミュニティ活動支援事業	地域コミュニティの推進を目的として、町内会が実施する事業で、次のいずれかに該当する事業 (1) 運動会等のスポーツ事業又は伝統行事等の文化的事業 (2) 町内案内板等の町内会が所有又は管理する設備の整備 (3) その他この事業の趣旨にふさわしい事業	町内会（同一の事業について2以上の町内会が合同でこれを実施する場合は、これらの町内会を代表するいずれかの町内会とする。）	補助対象事業に要する経費のうち、次に掲げるもの ・報償費・謝金 ・旅費 ・消耗品費 ・印刷製本費 ・役務費 ・委託料 ・使用料及び賃借料 ・工事請負費 ・原材料費 ・その他市長が特に必要と認める経費	3/4 （千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）	1町内会につき3万円	1 2以上の町内会が合同で本事業を実施する場合は、当該年度において当該町内会は別に単独で本事業について申請はできない。 2 本事業を2以上の町内会が合同で実施する場合の限度額は、参加町内会数に3万円を乗じて得た額とする。
2 まちづくり協議会運営助成事業	まちづくり協議会の組織運営のために行う次のいずれかに該当する事業 (1) 組織運営のための勉強会や情報提供 (2) その他組織運営につながる事業	まちづくり協議会	補助対象事業に要する経費のうち、次に掲げるもの ・報償費・謝金 ・旅費 ・消耗品費 ・印刷製本費 ・役務費 ・委託費 ・使用料及び賃借料 ・備品購入費 ・その他市長が特に必要と認める経費	10/10 （千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）	5万円	

<p>3 地域コミュニティ計画作成支援事業</p>	<p>まちづくり協議会が地域コミュニティ計画を作成するために実施する次のいずれかに該当する事業 (1) 地域の現状や課題の調査 (2) 地域住民への情報提供 (3) その他地域コミュニティ計画作成につながる活動</p>	<p>まちづくり協議会</p>	<p>補助対象事業に要する経費のうち、次に掲げるもの ・報償費・謝金 ・旅費 ・消耗品費 ・印刷製本費 ・役務費 ・委託費 ・使用料及び賃借料 ・備品購入費 ・その他市長が特に必要と認める経費</p>	<p>10/10 (千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)</p>	<p>10万円</p>	<p>本事業は、同一地区のまちづくり協議会につき1回に限り交付する。ただし、当該年度の交付金の額が限度額に満たない場合には、その翌年度において、その差額を限度に交付することができる。</p>
<p>4 協働のまちづくり助成事業</p>	<p>まちづくり協議会が地域コミュニティの充実・強化を図ることを目的に実施する次のいずれかに該当する事業 (1) 地域課題に対応し、地域力の向上につながる活動・事業 (2) 市民が主役の協働によるまちづくりの活動・事業 (3) その他地域コミュニティの充実・強化につながる活動・事業</p>	<p>まちづくり協議会</p>	<p>補助対象事業に要する経費のうち、次に掲げるもの ・報償費・謝金 ・賃金 ・旅費 ・消耗品費 ・印刷製本費 ・役務費 ・委託費 ・使用料及び賃借料 ・備品購入費 ・工事請負費 ・原材料費 ・その他市長が特に必要と認める経費</p>	<p>4/5 (千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)</p>	<p>40万円</p>	<p>同一年度内に本事業と協働のまちづくり特別支援事業を重ねて受けることはできない。</p>

<p>5 協働のまちづくり特別支援事業</p>	<p>まちづくり協議会が地域コミュニティの充実・強化を図ることを目的に実施する次のいずれかに該当する事業 (1) 地域課題に対応し、地域力の向上につながる活動・事業 (2) 市民が主役の協働によるまちづくりの活動・事業 (3) その他地域コミュニティの充実・強化につながる活動・事業</p>	<p>まちづくり協議会</p>	<p>補助対象事業に要する経費のうち、次に掲げるもの ・報償費・謝金 ・賃金 ・旅費 ・消耗品費 ・印刷製本費 ・役務費 ・委託費 ・使用料及び賃借料 ・備品購入費 ・工事請負費 ・原材料費 ・その他市長が特に必要と認める経費</p>	<p>10/10 (千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)</p>	<p>80万円</p>	<p>1 同一年度内に本事業と協働のまちづくり助成事業を重ねて受けることはできない。 2 本事業は、嘱託職員に替えて事業費支援を選択したまちづくり協議会を対象とする。</p>
<p>6 協働による芝生化推進事業</p>	<p>まちづくり協議会が地域コミュニティの充実・強化を図ることを目的に地域コミュニティ計画に基づき実施する芝生化の事業</p>	<p>まちづくり協議会</p>	<p>補助対象事業に要する経費のうち、次に掲げるもの ・消耗品費 ・委託費 ・使用料及び賃借料 ・備品購入費 ・工事請負費 ・原材料費 ・その他市長が特に必要と認める経費</p>	<p>10/10 (千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)</p>	<p>40万円</p>	<p>1 本事業は、1施工箇所につき初年度の1回を限度として交付する。 2 協議会による芝生の施工管理について地域コミュニティ計画に定められ、当該計画に基づき実施される事業について対象とする。 3 芝生化する施設については、市有地の施設とする。ただし、施工予定施設の所有者から芝生化の許可を受けている場合については、この限りでない。 4 事業完了時には、作業状況、利用状況等の経過を適時(おおむね1か月おき)写真により記録したものを提出すること。</p>